

晴嵐学区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「晴嵐学区まちづくり協議会」(以下「協議会」という) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により、地域の課題を解決し、全ての住民にとって住み良いまちづくりに寄与する事を目的とする。

(区域)

第3条 協議会の活動区域は、おおむね晴嵐小学校区内とする。

(構成員)

第4条 協議会は、前条に規定する同区域内を活動拠点とする団体及び事業者、個人で構成する。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は天津市北大路一丁目9-5に置く。

(事業)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民が、安全で安心して快適に暮らせるまちづくり事業
- (2) 地域資源を活用して魅力あふれるまちづくり
- (3) 地域住民が愛着と誇りを持てるまちづくり事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

2 会長及び会計監査は総会において、構成員の中から選任する。

3 副会長並びに事務局長、会計は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会および運営員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ正副会長が協議し、決定した順位によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の運営に関する事務を担当するとともに専門部会や行政等との連絡調整を行う。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。
- (5) 会計監査は、協議会の会計監査事務を担当し、総会に監査報告を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の運営にあたり次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は協議会の最高議決機関で、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は役員過半数の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

- 2 総会は構成員過半数の出席をもって成立し、議決は出席者過半数によってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - (1) 事業計画・事業報告及び会計報告・予算に関する事項
 - (2) 役員承認に関する事項
 - (3) まちづくり計画の策定又は修正に関する事項
 - (4) 専門部会の報告に関する事項
 - (5) その他協議会の運営に関し必要と認められる事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、運営委員会委員過半数の請求があった場合は、会長が速やかに会議を開催しなければならない。

- 2 運営委員会は、第7条に定める役員と各部会長をもって構成する。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画・事業報告の作成に関する事項
 - (2) 予算・決算の作成に関する事項
 - (3) 会則の制定又は改廃等に関する事項
 - (4) まちづくり計画の策定又は修正に関する事項
 - (5) 専門部会の報告に関する事項
 - (6) 行政等と協議すべき案件に関する事項
 - (7) その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

第13条 協議会の活動を促進するため専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 専門部会は、第4条の構成員から選出し構成する。
- 4 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第14条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を設置する。

2 事務局員の選考は、運営委員会において行う。

3 事務局員は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 構成員及び行政等との連絡調整に関すること。

(3) その他会長が必要と認めること。

(経費)

第15条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第17条 協議会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第18条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、会議に報告する。

(情報の公開)

第19条 協議会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報の保護)

第20条 本会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に「個人情報取扱規定」を定め、適正に運用するものとする。

(解散)

第21条 協議会の解散は構成員の4分の3以上の議決を必要とする。

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議のうえ別に定める。

附則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。

本会則は、令和5年6月30日改正施工する。

大津市民憲章

わたくしたち大津市民は

1. 郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましょう
1. 豊かな文化財をまもりましょう
1. 時代にふさわしい風習をそだてましょう
1. 健康で明るい生活につとめましょう
1. あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう

晴嵐学区テーマ

たちの住みよい街づくりのために

1. みんなで豊かな心を育てましょう
1. みんなで心のつながりをもちましょう
1. みんなで快適な環境をつくりましょう

まち協ホームページ



晴嵐学区まちづくり協議会

〒520-0843 大津市北大路一丁目9番5号
電話 (077) 537-0773 FAX (077) 515-6008
e-mail : seiranmachikyo001@zd.ztv.ne.jp